

三郷市陸上競技場広告表示取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、三郷市都市公園条例（昭和54年条例第16号）第8条第2項の規定に基づき、三郷市陸上競技場に表示する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(表示場所等)

第2条 広告を表示することができる場所等は次のとおりとする。

場所	区画数	1区画当たりの面積
照明塔	3区画	1.08平方メートル（縦1.8メートル×横0.6メートル）
メインスタンド階段	38区画	0.225平方メートル×5か所（縦0.14メートル×横1.49メートル）

(広告の要件)

第3条 表示することができる広告は、概ね次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 社会通念上適切なものとし、かつ市民に不利益を及ぼさないものであること。
- (2) 市の信用又は品位を損なうおそれがないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動に係るものでないこと。
- (4) 広告に個人、団体等の思想・心情に関する内容が含まれていないものであること。
- (5) 広告に個人の氏名が含まれていないものであること。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当しないものであること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団が関わっていないものであること。
- (9) 誇大表示及び不当表示に当たらないものであること。
- (10) 市が広告の内容を推奨しているかのような誤解を与えるおそれがないこと。
- (11) 命名権者があって、その命名権者と同業種の広告内容ではないこと。

(12) その他、市長が広告として妥当であると認めるものであること。

(広告の表示期間等)

第4条 広告の表示期間は、原則として4月1日から当該年度の末日までの1年間とする。ただし、年度の途中において、新たに広告の表示に係る許可を受けたときは、許可を受けた日から当該許可を受けた日の属する年度の末日までの期間とする。

(広告料)

第5条 1区画当たりの広告料は、次のとおりとする。

場所	1区画当たりの広告料
照明塔	120,000円/年
メインスタンド階段	60,000円/年

(募集)

第6条 広告の表示の募集は、市の広報紙及びホームページ等により行うものとする。

(表示申請)

第7条 広告の表示を希望する者（以下「広告希望者」という。）は、三郷市陸上競技場広告表示申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 表示を希望する広告の見本
- (2) 広告希望者の業務内容を記載した書類

(表示承認等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該広告が第3条各号に掲げる要件が備わっているかについて審査を行い、当該申請を受けた日から14日以内に広告表示承認・不承認決定通知書（様式第2号）をもって広告希望者に通知するものとする。

2 前条の規定による申請が複数あった場合の前項の審査は、当該申請を行った順に行うものとする。

(広告料の納入及び広告主の決定)

第9条 広告表示承認・不承認決定通知書を受領した広告希望者は、広告表示開始の日の14日前までに第5条に規定する広告料を納入通知書に現金を添えて、三郷市に一括納付しなければならない。ただし、広告期間が1年に満たない場合は、第5条に規定する広告料に表示月数を12で除し

た数を乗じて得た額を納付するものとする。

- 2 前項の広告料を納付した時点で広告希望者は広告主となり、以後、表示期間中の広告に関する一切の責任は、広告主が負う。

(広告主の責務)

第10条 広告の表示は、広告主が自らの責任により行うものとする。

- 2 広告の作成、表示、撤去に係る経費は広告主が負担するものとする。
- 3 広告の表示後における広告の補修については、広告主が行うものとする。

(表示の取消し)

第11条 市長は、表示された広告が次の各号のいずれかに該当する場合には、広告表示期間であっても直ちに広告表示決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に違反することが判明したとき。
- (2) 広告希望者が期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (3) その他、広告を表示することが適切でないとして市長が判断したとき。

- 2 前項の規定により広告の表示を取り消した場合、市長は、広告希望者又は広告主に対し取消理由を付して、書面により通知するものとする。

- 3 第1項第1号又は第3号の規定により広告の表示を取り消した場合、市長は広告主に対して広告料の還付は行わないものとする。

(広告の表示の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の表示を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の表示を取り下げるときは、書面等により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の表示が取り下げられた場合、市長は広告料の還付は行わないものとする。

(事務)

第13条 三郷市陸上競技場における広告の表示に関する事務は、地域振興部スポーツ振興課において所掌する。

附 則

この取扱基準は、平成30年1月1日から施行する。

この取扱基準は、令和2年4月1日から施行する。

この取扱基準は、令和5年4月1日から施行する。